

基本法第12条（損害賠償請求の援助等）関係の施策概要（国土交通省）

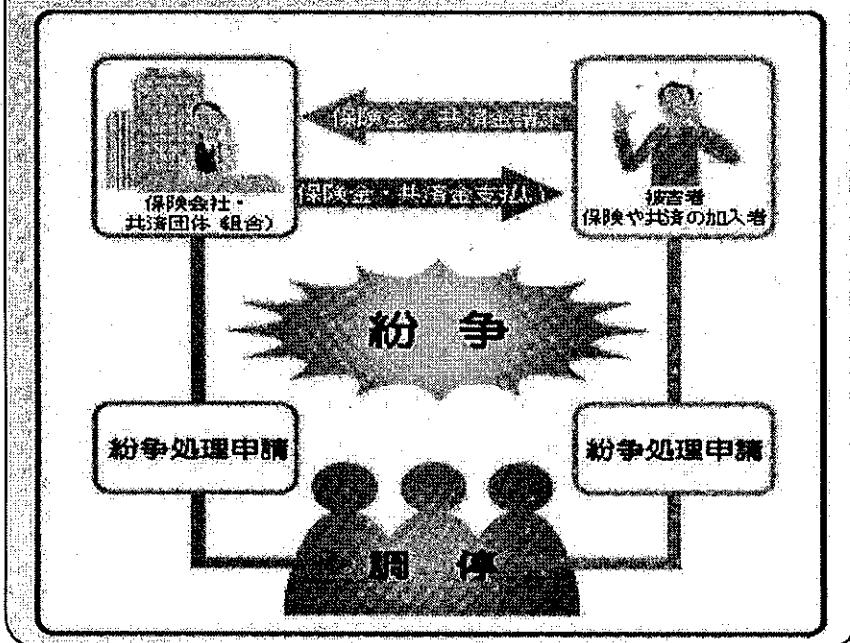
- 自賠責保険・共済紛争処理機構の紛争調停業務を支援
- 交通事故相談センターが行う法律相談及び示談斡旋事業を支援

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構の事業に対する補助

紛争の調停業務

(平成16年度 423件(実績))

- 自賠責保険金の支払いに關し、被害者等の紛争処理申請に基づき、調停を実施。
- 公正中立で、専門的な知識をもつ弁護士や医師等が支払い内容を審査。



(財)日弁連交通事故相談センターの法律相談及び示談斡旋事業に対する補助

法律相談

(平成16年度 34,353件)

自賠責保険に係る自動車事故の損害賠償の支払いに關する法律相談を行う。

- 損害賠償責任者の認定
- 損害賠償額の算定
- 損害賠償責任の有無、過失の割合
- 損害の請求方法 等

示談斡旋

(平成16年度 2,428件)

自賠責保険に係る自動車事故事案の示談斡旋を行う。

○自動車損害賠償保障法(昭和三十三年法律第

九十七号)(抄)

(国土交通大臣に対する申出)

第十一条の七 被保険者又は被害者は、保険会社による保険金等の支払又は支払に係る手続に係る保険金等の支払が支払基準に従つてないとき

一 保険金等の支払が支払基準に従つてないとき

第十一条の八 國土交通大臣は、第六条の六の規定による届出があつた場合その他の場合において、保険会社にあつた場合、前条の規定による届出があつた場合その他の場合において、保険会社に該保険会社に対し、支払基準に従つた支払、第十一条各号のいずれかに該当すると認めるとときは、当社による保険金等の支払又は支払に係る手続が同社に質問せらるゝことができる。

第二十三条の二 國土交通大臣は、第十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるとこどりにより、保険会社に対し、責任保険の業務に關し報告をさせ、又はその職員に、保険会社の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、責任保険の業務に關し報告をさせ、又はその職員に質問せらるゝことができる。

5 (略)

4 国土交通大臣は、第一項に規定する指⽰を受けた保険会社が、前項の規定によりその指⽰に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその指⽰に係る措置をとらなかつたときは、当該保険会社に対し、その指⽰に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 3 (略)

第八十七条の二 第十六条の八第四項(第一十三条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。